

謄本等の種類と説明

①戸籍謄本

現在生存している人がいる場合の戸籍

②改正原戸籍

民法、戸籍法改正などの理由（鹿児島市の場合平成13年のコンピューター化による「平成改製」と昭和20年の民法改正による「昭和改製」の二回あります）で戸籍を作りなおされた前のもの。（カイセイゲン・ゲンコ・ハラコ等と呼ばれます）

③除籍謄本

戸籍に載っている人がいなくなったり、転籍等で閉鎖されたもの。

④戸籍の附票

戸籍に記載されている（いた）人の住所が全て記載されているもので、戸籍の別表としてつけられているもの。住所の履歴がわかります。

⑤住民票の除票

行政区画（市町村）外への住所移転をした場合に閉鎖された住民票。以前の住所がわかります。

旧所有者が死亡している場合の相続移転で100万円以下の車両の

移転登録

- ・遺産分割協議成立申立書・・・用紙は当事務所ホームページより
- ・相続する自動車が100万円以下であることを確認できる書面・・・用紙は当事務所ホームページより
- ・戸籍謄本、改製原戸籍
被相続人と申請相続人の相続関係が証明できるもの、さらに被相続人の死亡が確認できるもの
- ・申請相続人の印鑑証明書
- ・申請相続人の委任状
- ・自動車保管場所証明書
新旧の使用本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない
- ・自動車検査証

遺産分割協議成立申立書

自動車の表示

登録番号	車台番号

被相続人

氏名	死亡年月日
	年 月 日

遺産分割協議成立年月日	申立書による申請の同意年月日
年 月 日	年 月 日

被相続人の死亡により、被相続人所有の上記自動車について民法の規定に基づき遺産分割協議を行なったところ、私が上記自動車を相続することに協議が成立したので申し立てます。

また、当該移転登録について、本申立書により申請する旨同意を得られたので今回の申請に及びました。

なお、本申立について問題が発生した場合は、私が責任をもって処理し、貴職には一切ご迷惑をかけないことを誓約いたします。

年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

住 所 _____

氏 名 _____ 実印

(注意) なお、この申立書は車両価格が100万円を下回る場合に使用できるものですので、車両価格が確認できる書面等が必要となります。

令和 年 月 日

九州運輸局 鹿児島運輸支局長 殿

鹿児島県鹿児島地域振興局
自動車税課 課税係

自動車の価格について

1 自動車の表示

登 録 番 号	車 台 番 号

2 上記自動車について、本日現在の自動車税（環境性能割）における
取得価格（課税標準額）は、次のとおりです。

100万 超

100万 以下